

自然災害等による臨時休業及び早退について

■ 臨時休業となる場合

①午前7時現在、泉州地域または大阪府下全域に「特別警報」もしくは「暴風警報」が発令されている場合。

* ご近所で危険な箇所等がある場合は保護者の判断で休ませ、学校にご連絡下さい。

(この場合は欠席扱いになりません)

* 臨時休業の場合は、携帯電話等へ緊急メール(登録者のみ)でお知らせするとともに本校ホームページ(下記のアドレスを参照)に掲載します。

(<https://www2.osaka-c.ed.jp/sakai-y>)

②午前7時現在、地震や大雨等の自然災害によってJR阪和線の百舌鳥駅、上野芝駅を含む区間が運休もしくは運転見合わせの場合。

③上記以外の事情により、児童生徒の安全確保に支障が生ずる恐れがある場合。

* この場合は、学校から連絡します。

■ 全校早退となる場合

①児童生徒が登校後、何らかの事情により、児童生徒の安全確保に支障が生じる恐れがある場合。

* この場合は、学校から連絡します。